## 乙部町の健全化判断比率・資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項(健全化判断比率)及び第22条 第1項(資金不足比率)の規定により、それぞれの比率について、次のとおり公表します。

## 令和6年度 健全化判断比率

(単位:%)

区	分	実質赤字		連結実質	実質公債費	将来負担
		比	率	赤字比率	比 率	比 率
標準財政規模 2,589,977 千円	乙部町の比率		_		7. 0	_
	早期健全化基準	15.	0 0	20.00	25.0	350.0
	財政再生基準	20.	0 0	30.00	35.0	

乙部町の実質公債費比率は7.0%となっており、早期健全化基準の25%と比較するとこれを下回っており、良好な状態にある。実質赤字比率、連結実質赤字比率については、いずれも赤字が発生していないため、比率も発生しません。

また、将来負担比率も、将来負担額を充当可能財源が上回っており、将来負担比率は発生していません。

## 令和6年度 公営企業資金不足比率

(単位:千円、%)

	特別会計名	資金不足額•	資金不足	経営健全化
	区 分 特別会計名		比 率	基準
法 適 用	国民健康保険病院事業会計	372, 873	_	
法 適 用	簡易水道事業会計	133,656	_	20.0
法 適 用	下 水 道 事 業 会 計	30, 316	_	

公営企業資金不足比率については、いずれの会計も資金不足額がないため、資金不足比率は発生していません。